



2024年6月28日

各位

会社名 株式会社くすりの窓口
代表者名 代表取締役社長 堤 幸治
(コード番号: 5592 東証グロース市場)
問合せ先 取締役管理本部長 外間 健
(TEL 03-6712-7406)

支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社である株式会社E P A R K及びその他の関係会社の親会社である株式会社光通信に係る支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2024年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株E P A R K	その他の 関係会社	28.6	11.2	39.8	—
株光通信	その他の関係会 社の親会社	0.00	39.8	39.8	株式会社東京証券取引所 プライム市場

2. 親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

株式会社E P A R Kです。

当社は、株式会社E P A R Kが始めた医薬品処方を受取予約サービスを事業譲受してスタートし、その後、関連するサービスを独自開発し事業を拡大してきました。この予約サービスを行うために当社は同社とオフィシャルパートナーシップ契約を締結し、同社及び同社グループ企業とE P A R Kサービス共通の会員、予約に関するサービスプラットフォームを共有しております。また、当該契約に基づき同社に対して主にロイヤリティ及びサービスプラットフォーム利用料等を支払っております。このように当社の医薬品処方の受取予約サービス事業は、株式会社E P A R Kとの契約のもと行われているものであり、当社に与える影響が最も大きいのは同社であると考えております。

一方、株式会社E P A R Kの親会社である株式会社光通信については、間接的な出資となっており、取引関係も希薄なため当社の意思決定や事業活動への影響はございません。

3. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

株式会社E P A R Kは、多様な業種業態への予約サービスを展開しており、当社はオフィシャルパートナーシップ契約で取り決めている薬局業種向けサービスを担っております。同社との役員兼任や従業員出向受入れなどの人的関係は無く、資本関係については、同社は投資事業組合への出資を通じた間接保有を含めて当社の議決権の39.8%を所有しております。しかし、E P A R Kサービス共通会員に対する各種施

策の実施については株式会社E P A R Kの承認が必要となりますが、それ以外の当社グループの経営上の決定事項について同社への事前承認事項や事前協議事項はありません。このように、当社は自らの意思決定により独立した事業展開を行っており、株式会社光通信、株式会社 EPARK 及び EPARK グループ企業によるグループ経営の対象に含まれておりません。また、E P A R Kグループにおいて調剤薬局の予約サービスを行う企業はなく、競合関係もありません。

また、取引関係については、オフィシャルパートナーシップ契約に基づいて薬局業種向けE P A R Kサービスを展開するにあたり、同社に対してロイヤリティやサービスプラットフォーム利用料等を支払っております。こうした取引により、当社はE P A R K会員という数千万人のユーザー基盤を活用できるという大きなメリットがある他、それら会員情報に係るセキュリティを確保しつつ事業推進していくことが可能となります。当該契約によって当社が提供できるE P A R Kサービスの対象業種は薬局のみです。

当社にはE P A R Kサービスを扱う「メディア事業」の他に「みんなのお薬箱事業」「基幹システム事業」があり、E P A R Kサービスのみには依存しない事業展開を行っております。

なお、現在当社は同社の関連会社の位置づけにあり、当面は当社株式売却の意向はないと聞いておりますが、仮に将来的に同社による当社株式売却によって当社が関連会社でなくなったとしても、同社の当社株式保有とオフィシャルパートナーシップ契約の継続は別々の関係にあり紐づいておりません。

4. 支配株主等との取引に関する事項

前述の通り、当社は株式会社E P A R Kとのオフィシャルパートナーシップ契約に基づき、主にロイヤリティ及びサービスプラットフォーム利用料等を支払っております。

(単位：千円)

取引内容	第19期連結会計年度	第20期連結会計年度
ロイヤリティの支払	545,342	504,025
サービスプラットフォーム利用料の支払	56,703	69,686

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主の該当はございません。一方で、重要性に鑑みて支配株主等に当たる株式会社E P A R Kとの取引において、ロイヤリティ率などの取引条件については、両社の協議に基づき決定されており、適宜見直しを行って適正な水準を維持することとしております。また、同社との取引は、「関連当事者取引管理規程」に基づき、取締役会の承認を得たうえで行うこととしております。

以 上